

子教第3476号
令和2年3月30日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
教育活動の再開等について（通知）

このことについて、令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知を受け、同日付けで、県教育委員会教育長通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」により、学校における教育活動の再開について、必要な検討・準備を進めるよう通知したところです。

今般、県教育委員会では、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の観点から、さらには、県立高校の生徒の大半や、県立特別支援学校の高等部の一部の生徒が公共交通機関を利用して通学していることを考慮し、現時点において、県立学校については、4月6日以降2週間程度臨時休業とすることとしました。この方針は、本日開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」において了承されました。これを受け、本日、別添写しのとおり、各県立高等学校長及び各県立中等教育学校長宛てに「新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について」、また、各県立特別支援学校長宛てに「新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における臨時休業の実施等について」を通知しました。

については、貴教育委員会所管の各学校における教育活動を再開する場合は、何よりも児童・生徒の安全・安心な生活の確保及び学習の保障という観点から、特に次の事項に御留意いただくなど、万全の感染症対策を講じるようお願いいたします。

また、今後の県内の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等によっては、再度、臨時休業の実施が必要となることから、県教育委員会における今般の対応及び、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえ、予め様々なケースを想定し、検討をしておくよう併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、県教育委員会及び県内市町村教育委員会の対応について、今後も随時、情報の集約及び提供を行います。

《教育活動を再開する場合の留意事項》

貴教育委員会所管の学校における教育活動を再開する場合は、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び本県の感染状況を踏まえ、特に次の点に十分留意すること。

1 保健管理

(1) 感染症対策

①基本的な感染症対策

○感染源を絶つこと…毎朝の家庭での検温。発熱等の者の自宅休養を徹底。

＜対応例＞

・自宅で検温していない児童・生徒については、学校で検温する。等

○感染経路を絶つこと…手洗い、咳エチケットの徹底。消毒液使用による清掃。

＜対応例＞

・ドアノブ、手すり、スイッチ等、不特定多数の児童・生徒等が触れる箇所は、適宜、消毒液を使用した清掃を行う 等

○抵抗力を高めること…十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を指導。

＜対応例＞

・児童・生徒が自己の健康を管理するために、毎日の体温や睡眠時間等を記録するチェックシートを活用し指導を行う 等

②集団感染リスクへの対応

○換気の徹底…教室等のこまめな換気（2方向の窓等を同時に開放）。

＜対応例＞

・窓等の開放時は、衣服等の着脱による体温調整を行う 等

○マスクの使用…学校では人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことからマスクの装着を指導。

＜対応例＞

・家庭での手作りマスク作製を促す 等

※集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重なる場を回避すること。

- | |
|--------------------------|
| ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底 |
| ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮 |
| ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える |

(2) 出席停止等の扱い

○ 児童・生徒が感染または濃厚接触者に特定された場合、「出席停止」の措置をとること。期間は2週間程度（後者の場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算）。

○ こうした場合の臨時休業の実施について、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえ、予め様々なケースを想定し、検討をしておくこと。

＜対応例＞

・学校は、市町村教育委員会と連携を密にし、市町村教育委員会は、衛生主管部

局及び保健所等と十分に相談し、「出席停止」または「臨時休業」について適切に判断する 等

- 児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合、自宅休養を指導すること。出欠席の取扱いは「出席停止」または「校長が出席しなくてもよいと認めた日」。

<対応例>

- ・指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する 等

- これらの児童・生徒に対しては学習に著しい遅れが生じないように必要な措置を講ずること。

<対応例>

- ・教育課程内での補充のための授業や、教育課程に位置付けない補習を実施する
- ・児童・生徒の負担過重とならないように配慮し、家庭学習を適切に課す 等

(3) 医療的ケアや基礎疾患等のある児童・生徒

①登校の判断

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等のある児童・生徒が在籍する学校は、主治医や学校医、医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をすること。
- 登校すべきでないと判断された場合の出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」。

<対応例>

- ・指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する 等

②学校教育活動における感染対策

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等のある児童・生徒と接する機会がある教職員は、自身の風邪症状の確認を徹底し、一層の感染対策を行うこと。

<対応例>

- ・共有の物品のある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける 等

(4) 海外から帰国した児童・生徒への対応

- 次の児童・生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ、登校させて構わないこと。

- ・ 帰国した日の過去14日以内に、「『検疫強化対象地域』に、当該地域が『検疫強化対象国』として追加された日」以降の滞在歴がある児童・生徒等
- ・ 帰国した日の過去14日以内に、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある児童・生徒

* なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので、外務省及び厚生労働省のホームページ等により、最新の情報に注意すること

<対応例>

- ・児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得る 等

(5) 児童・生徒の心のケア

- 児童・生徒の不安が高まっていることが考えられることから、児童・生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に取り組むこと。

＜対応例＞

- ・養護教諭等による健康相談の実施
- ・スクールカウンセラー等による教育相談の実施 等

(6) 感染者等に対する偏見や差別

- 感染者やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように、より一層の注意喚起を行うこと。

＜対応例＞

- ・様々な機会を通じて、校長講話等により、児童・生徒、保護者、地域の方等に啓発、指導を行う
- ・偏見や差別を含むいじめ等の疑いを把握した教職員は「学校いじめ対策組織」で情報を共有し、組織的・計画的な支援・指導を行う 等

* (5) (6) について、教育委員会及び学校は、令和2年3月9日付け子教第3220号 県教育委員会教育局支援部長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に係る対応について」の別紙3、別紙4を参考とし、ホームページ、または文書等により、児童・生徒や保護者に啓発や指導・支援を行うこと。

2 学習指導

(1) 学習の遅れ

- 補充のための授業や補習等を実施。（文部科学省のQ&Aを参照）

＜対応例＞

- ・補充のための授業を行うために、長期休業期間の短縮や、土曜日の授業実施を検討する 等

- 補充授業等の実施に当たっては、児童・生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮し、児童・生徒や教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。

(2) 感染症対策等

- 感染リスクの高い授業形態や指導方法等を避けること。

＜対応例＞

- ・可能な限り少人数による授業を実施する
- ・座席の配置を工夫する
- ・個別学習を中心とし、対面での対話など他者と協働する学習活動を行わない
- ・発声を中心とした学習活動や調理実習、体育などで他の児童・生徒と接触せざるを得ない学習活動については、年間指導計画を変更し当面は、行わない 等

3 学校行事の実施

入学式、始業式等の学校行事の実施に当たっては、集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重ならないよう対策を講じること。なお、修学旅行等については、できるだけ中止することなく延期とするよう配慮すること。

<対応例>

- ・入学式については、規模や時間を縮小して実施する
- ・始業式については、教室で放送等を用いて実施する
- ・多数の児童・生徒を集める行事等の学校教育活動は、当面、実施しない
- ・校外で実施する学校行事については、当面、延期又は中止する 等

4 部活動

地域の感染状況等も踏まえ、学校の教育活動や学校行事等と同様の配慮を行うこと。

<対応例>

- ・基本的なトレーニング等を中心とし、対人接触のあるような、感染リスクの高い活動を行わない
- ・給水等については、ボトル等を共有しないように指導する
- ・部室等の使用にあたっては、短時間の使用となるように指導する 等

5 学校給食

「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理・配食及び児童・生徒等全員への手洗い指導等を徹底すること。

<対応例>

- ・グループにせず、全員、正面を向いて食事をする
- ・他の児童・生徒と離れて食事をする
- ・会話を控えて食事をするよう指導する
- ・余裕教室等を活用し、一つの教室で食事をする人数を減らす 等

6 放課後児童クラブ等との連携、学校活用への協力

放課後児童クラブ等においては、今後も一定の活動スペースの確保が求められることから、引き続き積極的な学校施設の活用を推進すること。

また、自校の児童・生徒が利用している放課後児童クラブや放課後デイサービス等との連携を密にし、個々の状況に応じた対応や支援を行うこと。

7 その他

○ 就学援助等について

- ・入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食等の支給について、家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を行うこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292



高第 5930 号
令和 2 年 3 月 30 日

各県立高等学校長 殿
各県立中等教育学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を受け、令和 2 年 3 月 24 日付け高第 5851 号教育長通知「県立学校における教育活動の再開等について」により県立学校の教育活動の再開について、必要な検討、準備を進めるよう通知したところです。

県教育委員会では、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることとし、この方針は、本日開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」において、了承されました。そこで、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育活動については、次のとおりとすることとしましたので通知します。

I 全県立高等学校及び全県立中等教育学校は、春季休業終了日の翌日から 2 週間程度臨時休業とする。臨時休業期間中は、生徒の学習保障のため、4 月 6 日の週及び 4 月 13 日の週に、それぞれ学年別等による登校日を設け、学習課題を課す等の必要な連絡、指導を行う。

その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別等の分散登校（一週間に 1、2 回程度の登校）、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

II 入学式は、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。

III この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。

※ 上記 I、II の留意事項については次のとおりとする。

《臨時休業実施の趣旨を踏まえた生徒への指導について》

○新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

○自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

《登校日の実施に当たっての留意事項》

1 保健管理について

(1) 感染症対策

①基本的な感染症対策

- 感染源を絶つ …発熱等の風邪症状のある者の自宅休養の指導を徹底する。毎朝、各家庭で検温させ、その状況、風邪症状の有無を確認する。自宅で検温していない生徒については、保健室等で検温させる。
- 感染経路を絶つ…手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。ドアノブ等については消毒液を使用した清掃を実施する。
- 抵抗力を高める…十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導する。

②集団感染のリスクへの対応

- 換気の徹底 …教室等は常に換気する。(2方向の窓等を同時に開放)
- マスクの使用…学校では人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことからマスクの装着を指導。

※集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重なる場を回避すること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える |
|--|

(2) 健康観察について

- 登校時における観察、電話連絡による確認等により、健康観察を行うとともに、必要に応じて、学校医等と情報共有するなど、適切な対応に努めること。

(3) 基礎疾患等のある生徒等

- 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を実施し体調の変化に留意すること。

2 登校日設定に係る留意事項について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、登校日の設定に当たっては、次の点に留意すること。

- 登校日は、4月6日の週及び4月13日の週に、それぞれ1～2回設定すること。
- 感染防止のため、多数の生徒が密集した状態で、長時間過ごすことがないようにすること。
- 滞在時間が2時間を超えないようにすること。
- 教室等の窓は、開放することを基本とし、密閉空間としないこと。
- 生徒の学習保障のために必要な指導や連絡を行うこと。
- 生徒の健康観察のために必要な指導や連絡を行うこと。
- 感染防止のため、体育館等に集合させて式典等を行わないこと。

3 臨時休業期間中の学習指導について

- 生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。
- クラウドサービスによる学習課題の提示や生徒からの提出などが可能となるよう、

新入生に対して、速やかに「G Suite for Education」の活用のための生徒個人のアカウントとパスワードを作成し、配付すること。

4 学校行事の実施について

- 入学式については、規模を縮小して実施することとし、出席者は生徒に限ることとするほか、時間短縮、在校生の参加人数の制限などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じること（入学式当日は、保護者・来賓の来校は御遠慮いただくこと）。
- 年度当初に学年等の生徒全体に伝達する必要がある場合には、体育館等を集めるのではなく、教室で放送等を用いて実施すること。
- 校外で実施する学校行事については、当分の間、延期又は中止とする（4月、5月に実施予定の遠足、修学旅行、研修旅行等。なお、修学旅行及び研修旅行については、延期して実施すること。）

5 部活動について

- 部活動については、臨時休業期間中は実施しないこととする。

6 海外から帰国した生徒への対応

- 次の生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ、登校させて構わないこと。
 - ・帰国した日の過去14日以内に、「『検疫強化対象地域』に、当該地域が『検疫強化対象国』として追加された日」以降の滞在歴がある生徒
 - ・帰国した日の過去14日以内に、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある生徒
 - *なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので、外務省及び厚生労働省のホームページ等により、最新の情報に注意すること
- ＜対応例＞
- 生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得る 等

7 不安を抱える生徒等への対応について

- 生徒の状況を適切に把握し、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える生徒がいる場合には、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用するなど組織的に対応すること。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめが発生することがないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。

8 ALTの勤務について

- 労働者派遣により各学校に派遣する契約となっているため、あらかじめ設定した勤務時間内で勤務させ、活用すること。

9 連絡体制の確立について

- 各学校の実情に応じて、生徒、保護者に連絡できる体制を整えること。

10 学校施設開放について

- 概ね4月中は通常どおりの教育活動が行われない状況であることを踏まえ、学校施

設開放については4月中引き続き中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

問合せ先

- (1 保健管理について
- 2 登校日設定に係る留意事項について
- 6 海外から帰国した生徒への対応)

保健体育課

保健安全グループ 赤澤、利波

電話 (045)210-8309 (直通)

- (2 登校日設定に係る留意事項について
- 3 臨時休業中の学習指導について
- 4 学校行事の実施について
- 9 連絡体制の確立について)

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、松澤

電話 (045)210-8260 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8312 (直通)

- (5 部活動について)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8312 (直通)

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 櫻井、唐川

電話 (045)210-8254 (直通)

- (7 不安を抱える生徒等への対応について)

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話 (045)210-8295 (直通)

- (8 ALTの勤務について)

高校教育課高校教育企画室

グローバル人材育成グループ 大島、横谷

電話 (045)210-8371 (直通)

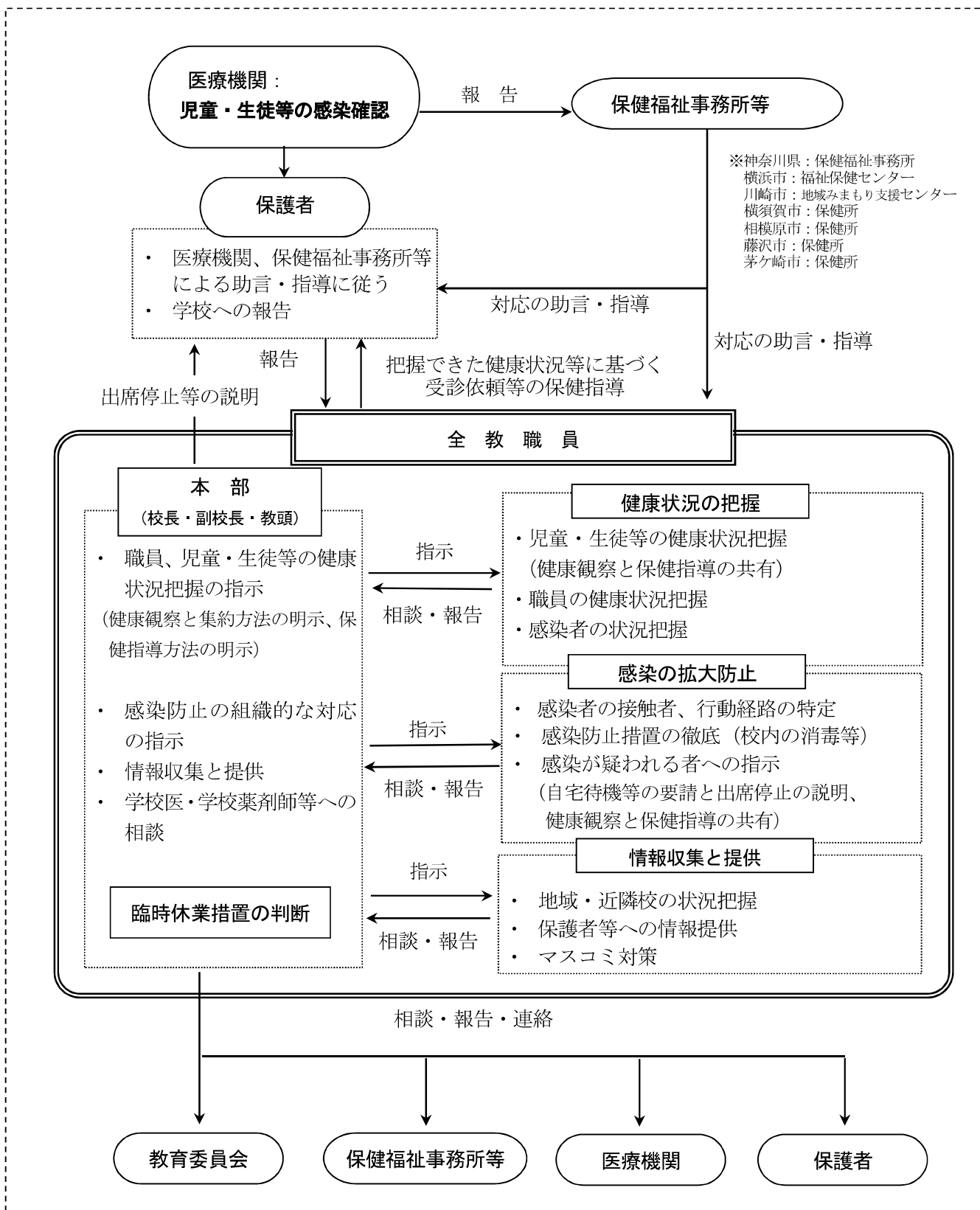
- (10 学校施設開放について)

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話 (045)210-8342 (直通)

新型コロナウイルス発生時の対応例





特第 2148 号
令和 2 年 3 月 30 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における臨時休業の実施等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を受け、令和 2 年 3 月 24 日付け高第 5851 号教育長通知「県立学校における教育活動の再開等について」により県立学校の教育活動の再開について、必要な検討、準備を進めるよう通知したところです。

県教育委員会では、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることとし、この方針は、本日開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」において、了承されました。そこで、県立特別支援学校における教育活動については、次のとおりとすることとしましたので通知します。

- | |
|--|
| <p>I 全県立特別支援学校は、春季休業終了日の翌日から 2 週間程度臨時休業とする。臨時休業期間中は、幼児児童生徒（以下「児童生徒」と言う。）の学習保障のため、4 月 6 日の週及び 4 月 13 日の週に、学年別等による登校日を設け、学習課題を課す等の必要な連絡、指導を行う。</p> <p>その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、時差通学や短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。</p> <p>II 入学式は、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。</p> <p>III この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。</p> <p>※ 上記 I、II の留意事項については次のとおりとする。</p> |
|--|

特別支援学校には、基礎疾患がある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒など、感染すると重症化するリスクが高い児童生徒が在籍しているほか、障がいの状態を踏まえた、丁寧な対応が必要な児童生徒も在籍している。登校日等の際には、全ての児童生徒の安全を優先した対応が必要である。

そこで、各学校においては、児童生徒の在籍者数、障がいの状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉事業所等の状況を踏まえた検討を行い、万全の措置を講じる必要がある。

《臨時休業実施の趣旨を踏まえた児童生徒への指導について》

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

《登校日等の実施に当たっての留意事項》

1 感染症対策

(1) 基本的な感染症対策

- 感染源を絶つ …発熱等の風邪症状のある者の自宅休養の指導を徹底する。毎朝、各家庭で検温させ、その状況、風邪症状の有無を確認する。自宅で検温していない児童生徒については、保健室等で検温させる。
- 感染経路を絶つ…手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。ドアノブ等については消毒液を使用した清掃を実施する。
- 抵抗力を高める…十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導する。

(2) 集団感染のリスクへの対応

- 換気の徹底 …教室等は常に換気する。(可能な場合は2方向の窓を同時に開放)
- マスクの使用…学校では人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことからマスクの装着を指導。

※集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重なる場を回避すること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える |
|--|

2 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化するリスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医、担当医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をする。

また、基礎疾患等があることにより、重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校を判断する。

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。

3 登校日の日数、登下校の時刻等

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、令和2年4月6日の週及び4月13日の週に、児童生徒がそれぞれ1日程度登校できるよう、登校日を設定する。

入学式及び登校日等の登校時刻については、各学校のスクールバスの運行状況を踏まえ、バス乗車時間の短縮及び公共交通機関を利用して通学する児童生徒の感染リスクを低減するため、時間の繰り下げを基本とする。

下校時刻については、通勤等のピーク時間帯をはずして感染リスクを低減するとい

う趣旨から短縮日課とすることを原則とするが、放課後等デイサービスなどの福祉サービスの状況等も考慮し、放課後の児童生徒の安全を確保できるよう、各校において適切に定めることとする。

登校日にあっては、教室等の窓は、児童生徒の安全体制を確保した上で開放し、密閉空間としない。

各学校の実情に応じて、特別教室、選択教室等を活用して可能な限り少人数により実施する。

4 学習指導

児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえて、必要に応じて家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行う。

5 登校日等の通学手段

(1) スクールバス

臨時休業期間中は、入学式、登校日に、スクールバスを運行する。その際、スクールバス乗車予定の児童生徒をあらかじめ把握し、乗車する児童生徒がいない場合は、バス委託業者と調整の上、バスを運休することも可能とする。

スクールバスは、一定時間、多くの児童生徒が手の届く距離に同乗することから、窓から顔や手を出さないなどの安全を確保した上で換気を行うとともに、乗車にあたっては、保護者による児童生徒の検温を含む健康観察を確実にを行い、乗車前に確認を行うこと。その際、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への依頼を徹底すること。なお、保護者の協力が得られる場合は、保護者による送迎をお願いすること。

スクールバスの運行委託業者には、別途県教育委員会から、感染予防に関する取組の徹底について依頼する。

(2) 公共交通機関

公共交通機関を利用した通学については、通勤等のピーク時間帯をはずす時差通学を実施することを原則とする。ただし、通学経路の交通事情や障がいの状況により、時差通学をすることが難しい場合には、個別に対応を検討する。

6 学校給食

学校給食については、学校毎に在籍する児童生徒の障がいの状態や、食堂などの喫食場所の利用状況も異なることから、各校において安全体制を整えて実施する。

臨時休業期間中は、登校日毎に、事前に食数を把握して、不足のないようにする。

実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。児童生徒及び職員の食事の前の手洗いを徹底することとする。

喫食場所として、食堂を利用する場合は、利用時間帯の調整や、食堂以外の喫食場所を検討し、多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮すること。

教室で喫食する場合は、児童生徒の机をつなげず、児童生徒間の距離をとり、会話を控えることを原則とする。ただし、食事介助の指導体制などの理由により、児童生徒間の距離をとることが難しい場合には、可能な限り児童生徒が向き合わないよう座席配置を工夫すること。

また、食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童生徒に必要な配慮につ

いて、確実に対応すること。

7 学校行事の実施

入学式については、規模を縮小して実施することとし、出席者は入学児童生徒とその保護者に限ることとする。その際、時間短縮などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる。

児童生徒全体に連絡をする場合には、体育館等を集めず、時間短縮、参加者の分割、実施場所の変更、教室で放送等を用いた実施など、各校の実情に合わせて、適切な感染防止の措置を講じて実施する。

8 寄宿舎

臨時休業期間中は、閉舎する。

9 部活動

部活動については、臨時休業期間中に実施しないこととする。

10 海外から帰国した児童生徒への対応

次の児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ、登校させて構わないこと。

- ・帰国した日の過去14日以内に、「『検疫強化対象地域』に、当該地域が『検疫強化対象国』として追加された日」以降の滞在歴がある児童生徒
- ・帰国した日の過去14日以内に、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある児童生徒

*なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので、外務省及び厚生労働省のホームページ等により、最新の情報に注意すること

<対応例>

- ・児童生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得る 等

11 不安を抱える児童生徒への対応について

児童生徒の状況を適切に把握し、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える児童生徒がいる場合には、必要に応じて教育相談を行うなど組織的に対応する。

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめが発生することがないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応する。

12 連絡体制の確立について

各学校の実情に応じて、保護者に連絡できる体制を整える。

13 学校施設開放について

概ね4月中は通常どおりの教育活動が行われない状況であることを踏まえ、学校施設開放については4月中引き続き中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明する。

《臨時休業期間中の「居場所」の設置》

1 「居場所」について

特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「居場所」を学校に設ける。

2 「居場所」の設置に係るスクールバス及び給食の実施について

「居場所」の設置にあたっては、スクールバスを運行し、給食については可能な限り提供する。

3 「居場所」の感染症対策について

「居場所」の設置にあたっては、《登校日等の実施に当たっての留意事項》「1 感染症対策」に示したことを確実に行之、万全を期すこと。

問合せ先

(1 感染症対策について)

保健体育課

保健安全グループ 赤澤、利波

電話 (045)210-8309 (直通)

(2 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への対応、3 登校日の日数、登下校の時刻等、4 学習指導 5 登校日等の通学手段、7 学校行事の実施、8 寄宿舎、10 海外から帰国した児童生徒への対応、11 不安を抱える児童生徒への対応、12 連絡体制の確立、臨時休業期間中の「居場所」の設置について)

特別支援教育課

教育指導グループ 荒井、立花

電話(045)210-8276 (直通)

(6 学校給食について)

保健体育課

調整給食グループ 田中、安田

電話 (045)210-8305 (直通)

(9 部活動について)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8309 (直通)

(13 学校施設開放について)

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話 (045)210-8342 (直通)

新型コロナウイルス発生時の対応例

